第六条の三第一項第一号ニ⑴中「第五項第三号イ」の下に「及びロ」を加え、「（第四項に規定する地区のうち同号に規定する過疎地域に類する地区にあつては、第六項の規定による指定の日）」を削り、「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同号ニ⑵及び⑶を削り、同号ニ⑷中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同号ホ中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第五項第一号中「（ロに掲げる事業にあつては、当該地区のうち過疎地域に類する地区において行うものに限る。）」を削り、同号ロを次のように改める。

ロ　法第十二条第一項の表の第一号の第一欄のイに掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたもの（第三号ロにおいて「農林水産物等」という。）を店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業

第六条の三第五項第二号ロを次のように改める。

ロ　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業（これらの事業のうち財務省令で定めるものを除く。以下この条において「旅館業」という。）

第六条の三第五項第三号中「ハに掲げる事業」を「ロに掲げる事業」に、「過疎地域に類する」を「前項に規定する」に、「ニに」を「ハに」に改め、「同欄のハに掲げる地区」の下に「（前項に規定する地区を除く。）」を加え、「前項に規定する」を「過疎地域に類する」に改め、同号ロ中「農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたもの」を「農林水産物等」に改め、同項第四号中「、旅館業及びソフトウエア業」を「及び旅館業」に改め、同条第六項中「前項第一号又は第三号」を「前項第三号」に改め、「イに規定する半島振興対策実施地域として指定された地区又は同欄の」を削り、「及び第四項に規定する奄美群島のうち、」を「のうちに、「半島又は離島の地域」を「離島の地域」に改め、同項第一号中「半島又は」を削り、「以下この項」を「次号から第五号まで」に改め、同項第二号、第三号及び第六号中「半島又は」を削り、同項に次の六号を加える。

七　離島の昭和三十五年の国勢調査の結果による総人口から当該離島の平成十七年の国勢調査の結果による総人口を控除して得た人口を当該離島の昭和三十五年の当該総人口で除して得た数値（次号から第十一号までにおいて「四十五年間人口減少率」という。）が〇・三三以上であること。

八　四十五年間人口減少率が〇・二八以上であつて、離島の平成十七年の国勢調査の結果による総人口のうち六十五歳以上の人口を当該総人口で除して得た数値（第十号において「高齢者比率」という。）が〇・二九以上であること。

九　四十五年間人口減少率が〇・二八以上であつて、離島の平成十七年の国勢調査の結果による総人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該総人口で除して得た数値（第十一号において「若年者比率」という。）が〇・一四以下であること。

十　四十五年間人口減少率が〇・二二以上であつて、高齢者比率が〇・三三以上であること。

十一　四十五年間人口減少率が〇・二二以上であつて、若年者比率が〇・一三以下であること。

十二　離島の昭和五十五年の国勢調査の結果による総人口から当該離島の平成十七年の国勢調査の結果による総人口を控除して得た人口を当該離島の昭和五十五年の当該総人口で除して得た数値が〇・一七以上であること。

第六条の三第七項第一号中「から第六号まで」を「及び第五号」に改め、同項第二号中「第五項第三号ロ」を「第五項第一号ロ及び第三号ロ」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第六条の四第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六条の五を次のように改める。

第六条の五　削除

第六条の六の見出しを「（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）」に改め、同条第二項中「同条第五項第一号」を「同条第三項第一号」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第十三条第五項第一号」を「第十三条第三項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第十三条第五項第二号」を「第十三条第三項第二号」に、「次項に」を「次項から第七項までに」に改め、「公共職業安定所の長」の下に「（次項から第七項までにおいて「公共職業安定所の長」という。）」を、「受けた」の下に「当該個人の」を加え、「及び次項第一号」を「、次項第一号及び第七項」に、「第十三条第五項第三号」を「第十三条第三項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第十三条第五項第三号に規定する政令」を「第十三条第三項第三号に規定する政令」に、「前項の公共職業安定所の長」を「公共職業安定所の長」に改め、同項第一号中「第十三条第五項第一号」を「第十三条第三項第一号」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「第十三条第五項第三号」を「第十三条第三項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　法第十三条第三項第四号に規定する政令で定めるところにより計算した数は、その年の十二月三十一日における公共職業安定所長の証明を受けた当該個人の常時雇用する前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる障害者の数（同項第三号から第五号までに掲げる障害者にあつては、当該障害者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）を合計した数とする。

第六条の六第七項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の一項を加える。

7　法第十三条第三項第五号に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、同項第四号に規定する基準雇用障害者数に対するその年の十二月三十一日における公共職業安定所長の証明を受けた当該個人の常時雇用する同項第三号に規定する重度身体障害者及び重度知的障害者並びに第三項第二号に掲げる精神障害者の数（短時間労働者にあつては、当該短時間労働者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）を合計した数の割合とする。

第六条の七第一項第一号中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同項第二号中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、同項第三号中「第五条第二十一項」を「第五条第二十二項」に改め、同項第五号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「同条第十四項」を「同条第十五項」に改め、同条第七項中「前条第七項」を「前条第八項」に改める。

第六条の八第三項中「第六条の六第七項」を「第六条の六第八項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却）

第六条の九　個人が、法第十三条の四第一項に規定する適用年（以下この条において「適用年」という。）の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日）において当該個人の有する建物及びその附属設備で事業の用に供されているものにつき同項の規定の適用を受ける場合には、適用年の確定申告書に当該個人が同項に規定する基準適合認定を受けたものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第七条の見出しを「（サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第一項中「第三十四条に規定する認定計画に基づく建築に係る」を「第六条第一項に規定する登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅又は有料老人ホームとして同法第七条第二項に規定する登録簿（同法第九条第一項に規定する登録事項につき同項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に記載されている」に、「すべて」を「全て」に、「五以上」を「十以上」に改め、「（共同住宅にあつては、当該各独立部分に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分を含む。）」を削り、同項第一号中「整備に要する費用について、当該個人が」を削り、「第四十一条第一項の規定による地方公共団体の補助を受けている」を「第六条第一項第十二号に規定する入居契約が賃貸借契約である」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　その床面積が二十五平方メートル以上のものであること。

第七条第二項中「各年分」を「最初の年分」に改める。